

2008年4月23日

お得意様各位

株式会社ダッドウェイ
品質管理グループ

ポリカーボネート樹脂使用製品について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨日よりの新聞報道を受けましてポリカーボネート樹脂使用製品を安心してご使用いただけるように、弊社の考えをお知らせさせていただきます。

食品の容器包装に使用するポリカーボネート製品のビスフェノールAについてですが、日本におきましては食品衛生法 食品、添加物等の規格基準において材質試験基準 500ppm 以下、溶出試験基準 2.5ppm 以下と規格値が設けられております。

この溶出基準は世界各国同レベルであります。

世界のビスフェノール A 許容基準の比較

	ビスフェノールAの基準	
	材質試験	溶出試験
EU	項目無し	溶出基準 食品中の許容濃度3mg/kg (EC指令) (許容摂取量0.05mg/kg/日)
米国	項目無し	溶出基準 無し (許容摂取量0.05mg/kg/日)
日本	500ppm以下	溶出基準 2.5ppm以下 (許容摂取量0.05mg/kg/日)

出展:ポリカーボネート樹脂技術研究会

溶出試験の基準値は、「毎日、一生摂取しても全く健康に影響のない量」(無作用量)のデータに安全性を考慮し、さらにその数値を 1000 分の 1(安全係数)にしたものです。

弊社といたしましては、この法律を遵守し規格値に合格した製品のみを取扱っております。

弊社といたしましては、国内外の試験データ、行政の見解からほ乳びんを含めたフィーディング類へのポリカーボネートの使用は安全上問題ないと考えております。



国内外の試験データ

ポリカーボネート樹脂技術研究会の資料より抜粋してご説明させていただきます。

ポリカーボネート製品(ほ乳びん)からのビスフェノール A の溶出について

製品	研究機関	試験条件	溶出量	検出限界
哺乳びん	横浜国立大学 ²⁾	熱水 95°C 放置1晩	3.1~5.5ppb	0.2ppb
		水 26°C 放置5時間	検出せず	
	FDA ³⁾	実用試験条件	検出せず	2ppb
	英国農業食品 漁業省 ⁴⁾	調整乳・フルーツジュース 電子レンジ30秒	検出せず	30ppb
	国立医薬品食品 衛生研究所 ⁵⁾	熱水 95°C×30分	0.5ppb	0.2ppb
20%エタノール 60°C×30分		検出せず		

単位について 1ppm : 100 万分の1 (100 万g = 1000kg = 1トンの中に1g)

1ppb : 10 億分の1 (10 億g = 100 万kg = 1000トンの中に1g)

ポリカーボネート製品(ほ乳びん)から溶出するビスフェノール A は現在まで確認されているデータからみて、多くて 5.5ppb(=0.0055ppm)程度(食品衛生法で定める 2.5ppm(2,500ppb)以下という溶出規格に対し、450 分の 1 という微量)です。

また、洗浄を繰り返すとビスフェノール A はほとんど検出されなくなるという報告もあります。

【表5】洗浄繰り返しによるビスフェノールA溶出結果 単位:ppb

	未洗浄	1回洗浄	2回洗浄	3回洗浄	4回洗浄	5回洗浄
食器	39.1	26.3	3.4	2.4	1.7	1.5
哺乳びん	3.9	0.5	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

※残存ビスフェノールAは食器599ppm、哺乳びん20ppm

検出限界は0.5ppb

[河村等:食品衛生学雑誌Vol.39, No3, 1998.6]

行政の見解

日本政府

2003年6月13日、内分泌かく乱化学物質作用に関する衆議院の質問(内閣衆質一五六第七二号)に対する回答(答弁第七二号)の中で、"内分泌かく乱化学物質(内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質)であることが証明された化学物質はないものと認識している"との政府見解(内閣総理大臣名)を取りまとめています。

厚生労働省

1998年以来、専門家による検討会を継続しておりますが、2005年3月の検討会による3回目の中間報告として「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会 中間報告書追補その2」を公表しており、その中で、引き続き低用量問題などの研究は継続するが、"これまでの研究成果から、現時点では、合成ホルモン剤の薬理効果のような例を除けば、ヒトに対して内分泌かく乱作用が確認された事例はない現状に変化がなかった事が確認された"とまとめています。

ご不明な点につきましては、営業担当までお問い合わせ頂けます様お願いいたします。

